



STOP! the ^{や ん ば}ハッ場ダムニュース

IN 埼玉

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

No. 45

2016年12月1日



仕組みを変えよう

正論を重ねても社会の仕組みを変えないと負ける

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 河登一郎

7月の参議院選挙では与党（自民党・公明党・おおさか維新の会・日本の心）が圧勝した。

安倍首相はスタートして既に3年も経ってアベノミクスが効果を発揮しないので、「政府支出」の増額に余念がない。8月2日には28兆円（内いわゆる真水部分は7.5兆円）に上る大型政府支出計画を公表した。

この超大型計画がどの程度のGNP効果に結びつくか分らないが、第2次安倍内閣発足後既に4年目に入り、今までに行った350兆円!!!もの巨額の国債発行は未だ目に見える効果はない。その上にこれだけ巨額の金額をばら撒けばある程度の「効果」はあると思う。

しかし問題はその「効果の中身」である。

私たちの運動に即して考えれば、同じ公共事業と云っても「ハッ場ダム」や「霞ヶ浦導水事業」、「思川開発」、「スーパーダム」、「石木ダムその他のムダなダム事業」、「もんじゅ」、「リニア新幹線」、「車が滅多に通らない高速道路」、（先日有志で見学した「荒川第2・第3・第4調節池」もその一つ）などのように事実上有害無益な事業に巨額の予算を振り向けて、その結果GNPが若干増加したとしてもそれは意味がない。いくつかの恵まれた業界にはお金が回るとしても、日本経済全体から見れば一部でしかないし、トリクルダウンもあまり期待できないようである。反面、自然環境を確実に破壊し、格差は拡大し、国の借金だけが無限に増える。

同じ公共事業に使う以上、「本当に必要な」公共事業に優先して使うべきである。「本当に必要な公共事業」はいくらでもある。戦後70年の間に全国に張り巡らせた、道路・高速道路・港湾・空港・橋梁・上水道・下水道・電線・ガスパイプ・及び学校を含む公共施設など、無限にありいずれも老朽化は現実の課題である。ガスパイプなど更新が必要で、危険な管だけでも全国に200万キロもあると云われているが、ガス会社と自治体の間で責任のなすりつけが続いているという。

公共事業にお金を使うならこういう地道且つ必要不可欠な事業を優先すべきだが、なぜかかる地道な事業よりダムなどが優先されるのか……その理由は良く分らないけれど、恐らく、「天下り先」など、官僚や政治家への「うまみ」が少ないからではないだろうか。

この点は重要なテーマなので、「推測」ではなく実態を検証したい。簡単ではないが。

その上で、有害無益な公共事業に優先的に税金が回る「仕組み」を変える必要がある。

「仕組み」を変えなければ、特定の公共事業への反対論がいくら「正論」であって理論的には反論できなくても、肝心の予算を割り振る利権権力を持つ一部官僚と業界及び政治家がその気にならない限り、その「正論」も生きないのである。

この「仕組み」を変えることは、至難の業ではあるができないことはない、と考えたい。

このままでは「日本破産」である。

国交省事業費増額要請問題に関する 県知事あて要望と県議会への請願

予想通り、国交省から巨額の事業費増額を求めてきました。1都5県は、形式的に合同調査を行い、「残念だが已む無し」。私たちは、反対の請願をしましたが、趣旨説明の機会もないままに埼玉県も増額を受け入れました。

今年の4月に、国交省（関東地整）から1都5県に対してハッ場ダム事業に720億円という巨額の事業費増額を求めてきました。

平成16（2004）年にはそれまでの2,111億円→4,600億円へ大幅増額し、今回の増額で5,320億円とダントツの日本1の巨費を食うダムです。

このうち、埼玉県負担増額は約89億円（従来の負担金574億円と合わせると663億円）です。

増額の理由について、国交省はいろいろ説明していますが、いずれも前回の検証時には分かっていたこと且つ理由薄弱です。

これに対して1都5県では、従来から「事業費削減」を厳しく求めてきた手前もあって、すんなりと受け入れるわけには行かなかったと思われ、国交省との「合同調査」を形式的に5カ月もかけて行い、その結果、国交省の主張をすべてそのまま受け入れる報告書（実質は国交省作成）を作成しました。

私たちは、県知事に対して「増額は拒否すべき」という要望書を提出しました。知事からは回答なく、受け入れる方向で県議会に諮ることになりました。

私たちは改めて県議会に「増額受入反対」の趣旨の請願書を提出しました。「紹介議員」は埼玉県の場合、共産党だけでした。民進党は「知事与党」の立場もあり、中央では民主党政権時代に「推進方針」を決めたこともあって紹

介議員になってもらえませんでした。「改革会派」も紹介議員になることを検討してくれました。

「請願書」本文は別紙のとおりです。当初の原案を、紹介議員を出してくれた共産党の意向も入れて若干書き直しました。

10月初めに議会事務局から連絡が入り、「10月7日に企画財政委員会で請願について5分間程度の趣旨説明に来庁して欲しい」ということでした。

私には一つの思いがありました。通常の県なら、国交省が決め、1都5県の行政が受け入れた結論を知事与党が多数派の県議会で否決することは考えられません。

しかし、埼玉県の場合は例外的に多数派の自民党が昨年の県知事選に際して独自の候補者を立てたために、現在では知事に対して「野党」の立場なので、（ハッ場ダム事業そのものではなく）今回の事業費増額負担に対しては反対する可能性が（非常に低い確率では）ありうると思ったのです。その意味で「請願書」の原案では、ダム中止は明言せず、「今回の事業費増額負担」についてのみの反対を主張したのです（その後、紹介議員となった共産党との話の中で「ハッ場ダム事業自体への反対」も織り込みましたが）。

しかし、趣旨説明の前日10月6日の午後になって、議会事務局から電話があり、「明日の企画財政委員会で趣旨説明は不要になった」

と云われました。理由は良く分りませんが、もともと同委員会で「請願書」についての審議と採決が済んだ後での趣旨説明でしたから、今更趣旨説明を聞いても仕方ないという理由なのでしょう。

上記のような私自身の「思い」を発言する機会がなくなった以上、そんな委員会を傍聴しても仕方ないと思って、私は10月7日の委員会は傍聴もしませんでした。嶋津さんと小高さん、吉田さんは傍聴されました。

そもそも「請願」は地方自治法で公的に認められた県民の権利ですから、地方自治体でもっと頻繁に利用されるべきです。埼玉県でもっと

と自由に認めるべきですし、委員会で審議し・結論を出した後で、ではなく、趣旨説明を聞いた後で結論を出すように、「請願」を請願として扱うべきだと思います。

それは「請願」だけでなく、「パブリックコメント」、「意見陳述」、「情報公開」など地方自治法に規定する多くの制度について、形式だけになっていると思います。

現状で判断する限り、日本の民主主義はまだ30点（100点満点で）前後しか機能していないように思います。

2016年10月29日 河登一郎

ハッ場ダムの追加費用負担は認めないことを求める請願

請願の趣旨

ハッ場ダム建設に関する基本計画変更における事業費増額は認めないで下さい。

請願の理由

埼玉県はハッ場ダムに関する基本計画変更案（事業費が4,600億円から5,320億円へ720億円増額：うち、埼玉県負担額は90億円弱増えて286億円へ）についての意見を国交省（関東地方整備局）から求められていると思います。

2011年度のハッ場ダム建設事業の検証に係る検討の際、国交省は完成時期を2019年度に延期すると同時に、事業費も約180億円増額が必要との話でしたが、当県をはじめとする下流都県からの反対が激しいため、経費増についての言及は止め、完成時期の延期のみを要請した経緯から、増額は時間の問題だとは考えてはいましたが、これまでの経過、そして増額の内容からも今回の事業費増額は認められません。

埼玉県議会2004年2月定例会において「これ以上建設工事費を増額しないこと」や「工期を厳守すること」などを内容とした決議を全会一

致で議決したこと、そして2013年9月定例会で基本計画変更に同意した際にも、工期の短縮とコスト削減を求める附帯意見をつけていることを忘れないでください。

今回の巨額な増額要求720億円ですが、主な増要因として国交省があげているもののほとんどが、検証の時点で分かっていたことばかりです。例えば「関係機関との調整等による変更（埋蔵文化財対応など）」ですが、予定地が埋蔵文化財の宝庫であることは何十年も前から周知の事実です。「地すべり等安全対策による変更」も「地すべりのデパート」という表現まで使って、学者や専門家が何回も指摘してきました。

また「公共工事関連単価の変化等」についてですが、積算資料のベースとなる経済調査会の建築・土木総合指数（地域差がかなりあるのでハッ場ダムが属する東京地区で比較）を見ると、2010年度を100（基準年）として、土木では2011年度102.3→2016年8月97.4；建築では2011年度101.6→2016年8月101.1；建築・土木総合では2011年度101.9→2016年8月99.6

とわずかとはいえ逆に物価指数はマイナスになっています。この種の大型公共事業は通常工事期間が長い間にわたりますので、物価水準についてはプラスもマイナスも当然折り込んでいるはずですから、単価の変化が増額の理由にはならないと思います。

今回の増額は「第4回変更以降における、工事の進展に伴って明らかとなった社会状況の変化等」によるものということですが、ずさんな予算計画と内容によるものであり、到底、認めることができません。

そして、今後の状況を考えた時、更に多くの追加費用と期間が必要になることが予想されます。東電としてはハッ場ダム建設に伴って水力発電の数量が減りますので、当然、減電補償の要求をしてくるでしょう。工程表では、2019年度完成を守るために、肝心の「試験湛水」を通常の1年ではなく半年で終えることになっていますが、非常に危険であるとともに、「試験湛水」後に地滑りや地盤沈下が起こった場合(かなりの確率で起こると思います)大規模な工事の施行も考えられます。そのようなことで、今後、併せて数百億円にも及ぶ費用追加

の可能性が高いと考えられます。

これらを考えると、工事には入っていますが、実際、本格的な本体工事は始まっていないと言われる現時点が、本ハッ場ダム事業を中止する最後の機会だと思っています。

ハッ場ダムの必要性として、冬季(水の不要期)における「暫定水利権」の問題が形式上ありますが、現実には取水に支障をきたしたことはありません。また、最近の地球規模の気象変動に伴い異常気象の頻発が予想されます。しかし、埼玉県で起こったここ50年間の水害事故はすべて「内水氾濫(堤防の外側に降った大雨がマンホールなどを通じて溢れ出すもの)」であるという事実は意外に知られていません。いずれにせよハッ場ダムでは水害は防げません。必要なのは、堤防の強化や川底掘削など具体的な効果に結びつく作業です。

今回の増額請求には同意しないでください。そして、このことをきっかけに、ハッ場ダム事業の見直しが行われ、事業が中止されることを私たちは望みます。

上記のとおりお願いいたします。

2016年9月23日

ハッ場あしたの会 第11回総会記念講演会

ダムと地方自治

日 時：2017年2月5日(日) 開場13:15~ 開演13:30~15:30

会 場：浦和コミュニティセンター 第15集会室 (浦和PARCO上
コムナーレ9階)

演 題：「地方が変わらない限り、変革はありえない」



相川俊英氏 (ジャーナリスト)

1956年群馬県生まれ。97年から週刊ダイヤモンドの専属記者。99年からテレビ朝日「サンデープロジェクト」で自治体関連特集を担当。2015年まで連載のダイヤモンド・オンライン「相川俊英の地方自治“腰抜け”通信記」では白川ダム、小国川ダム、大蘇ダムについても取材。

参加費：500円 (資料代含む・事前申し込み不要)

主 催：ハッ場あしたの会 (<http://yamba-net.org/>)

ウナギが生きる川を取り戻す

ウナギと河川環境の問題を考えるシンポジウム

嶋津 暉之

2016年9月11日（日）午後、東京・水道橋の全水道会館の大会議室で本シンポジウムが開催されました。主催団体は「利根川の未来を考えるカムバック・ウナギ・プロジェクト」に取り組んでいる「利根川流域市民委員会」です。

ニホンウナギ漁獲量の減少はすさまじいものがあります。とりわけ、霞ヶ浦を含む利根川は、かつて日本で最大のウナギ漁獲量がありましたが、今は激減しています。激減した要因はシラスウナギの乱獲だけでなく、様々な河川工作物や河川工事により、ウナギの遡上・降下が妨げられ、ウナギの生息場（エサ場、隠れ場所）が失われてきたことも大きな要因と考えられます。

そこで、ウナギが生息できる河川環境を取り戻すため、ウナギに関する第一線の研究者が、今後の河川のあり方を市民とともに考えるシンポジウムを開催しました。シンポジウムの構成は次の通りです。

講演 海部健三さんく 中央大学准教授 IUCN（国際自然保護連合）種の保存委員会 ウナギ属魚類専門家グループメンバー「ウナギの保全生態学 ニホンウナギの現状と保全策」

パネルディスカッション「ウナギが生息できる環境を取り戻すため、河川のあり方を考える」

パネリスト 海部健三さん、二平 章さん（茨城大学人文学部市民共創教育研究センター・客員研究員）、浜田篤信さん（NPO霞ヶ浦アカデミー、元・茨城県内水面水産試験場長）、コーディネーター 和波一夫さん（利根川流域市民委員会）

河川環境の変化がウナギの生息に大きな影響を与えていることを専門家が詳しく解説し、ディスカッションを行いました。多くの知見が得られる中身の濃いシンポジウムでした。

紙数の関係で、海部さんの講演の要点の一部のみを紹介します。

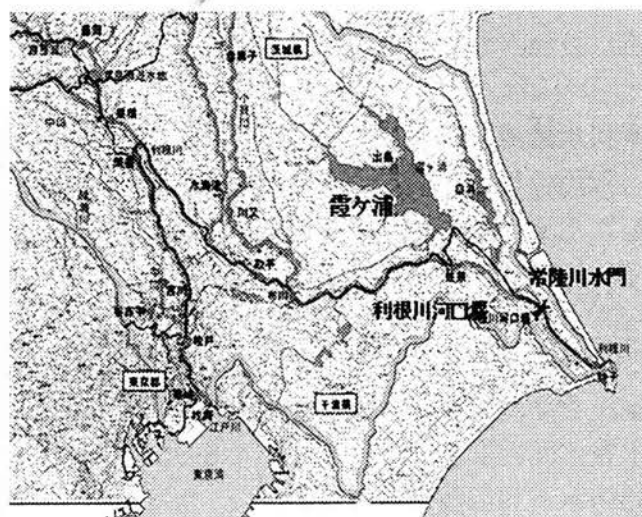
「ニホンウナギの減少を引き起こしている要因は、他の多くの種と同様、複合的なものであり、①海洋環境の変動、②過剰な漁獲、③成育場の環境変化の三つの要因が重要である。高度



経済成長期以降、日本の河川には河口堰やダム、砂防堤など多くの河川横断工作物が建設され、河川の上流と下流のつながりを含む、海と川のつながりが失われた。ニホンウナギをおびやかしている複合要因のうちでも、成育場の喪失がもっとも重要な要因であろう。」

「ニホンウナギが遡上できる河川であれば、海と川のつながりは良好であり、ダムなど人為的影響によって遡上できない河川は、改善する必要がある。」

利根川流域市民委員会は本シンポジウムの提言を踏まえて、ウナギの生息に多大な影響を与えていると考えられる利根川河口堰や霞ヶ浦常陸川水門等の抜本的改善を求める活動に取り組む予定です。



本当に必要なのでしょうか 2400億円の荒川調節池計画

埼玉と東京を流れる一級河川の荒川。1973年に、旧建設省により荒川中流域における洪水・渇水対策として5つの調節池群が計画され、1997年3月に荒川第一調節池が完成しました。その後30年近く経ちますが、第一調節池に洪水が流入したのは、1999年8月の台風の時だけです。第一調節池で十分であるように思っています。

ところが、第一調節池の上流に荒川第二、荒川第三、荒川第四、荒川第五調節池をつくる計

画が生きており、今年3月に策定された荒川水系河川整備計画で、洪水対策として荒川第二～第四調節池をつくることになりました。その事業費は約2,400億円にもなっています。

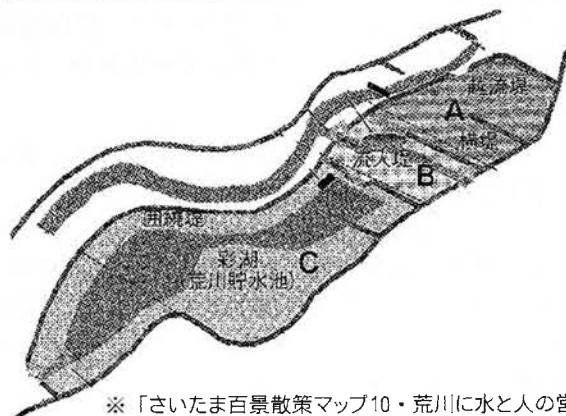
埼玉の会では8月2日（火）、第一調節池にある戸田市彩湖自然学習センターの職員の方から、荒川の治水について、下水処理浄化水の利用、自然環境について、環境保護の取り組みなどのお話を聞きし、その後、荒川第二～第四調節池の予定地を歩いてきました。



◆荒川第一調節池の治水の仕組み

面積5.85km²、容積3,900万m³（25mプールの13万倍）で、3つのブロックで洪水を受け止めます。

荒川の水位が上がると、まずサクラソウ自生地ブロック（B）、次に秋ヶ瀬公園ブロック（A）に水が入り、最後に彩湖（C）に水が流入する仕組みになっています。彩湖は貯水容量1,060万m³の平地のダムであり、蓄えられた水は荒川渇水時に秋ヶ瀬取水堰上流に放流され、埼玉、東京の水道用水とされます。

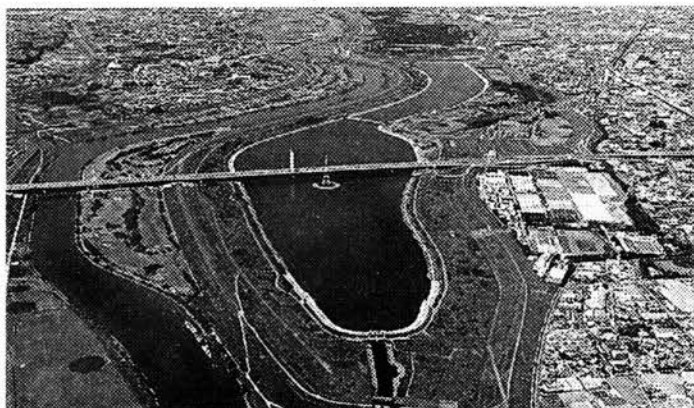


※「さいたま百景散策マップ10・荒川に水と人の営みをたどる」（さきたま出版会）から引用

◆利水機能

荒川の水量が少なくなった場合、彩湖に貯めた水や下水処理水を高度処理した水で補っています。

下水処理水とは、南部下水処理場から放流される下水処理水を第一調節池内にある浄化施設で高度処理し、秋ヶ瀬取水堰地点の河川水質と同程度まで浄化したものを、河川の維持用水として放流しています。



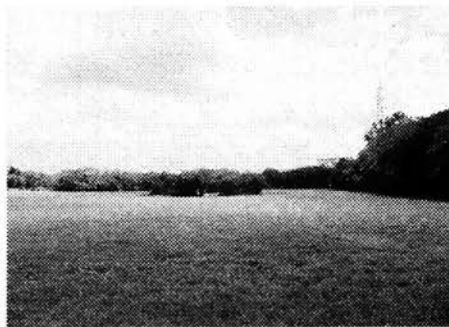
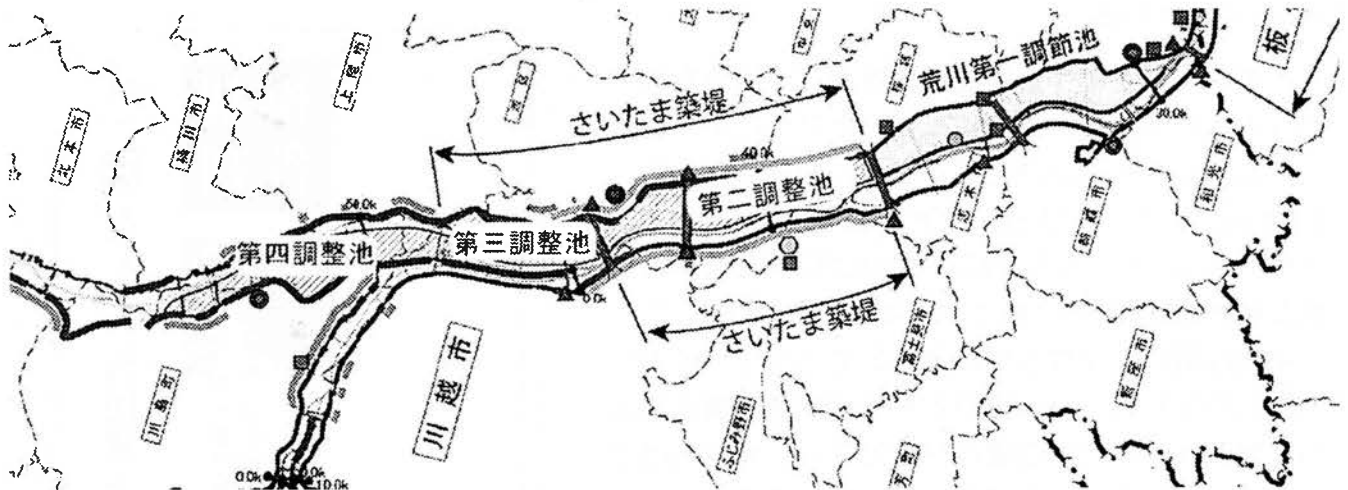
◆いこいの場にも

ニュースで耳にすることも多かった第一調節池の中にある彩湖が、周辺の整備もすすみ、地域のレクリエーション、スポーツ活動の拠点の他、自然環境の観察・学習の場として多くの人に利用されています。

◆荒川第二～第四調節池の予定地

荒川第二～第四調節池の予定地は、下流側は

さいたま市桜区、志木市から、上流側は桶川市、川島町まで及ぶ広大なものです。池内面積は第二調節池4.6km²、第三調節池3.0km²、第四調節池4.0km²で、合計で11.6km²にもなり、既設の第一調節池の2倍になります。洪水をためるために長い堤防を築き、池内の掘削を行うことになっていますが、そのように巨大な洪水調節池が本当に必要なのでしょうか。



荒川は御成橋（鴻巣市・吉見町）付近で日本最大の川幅（両岸の堤防間の距離）2,537 mになります。荒川の河川敷の広さを目の当たりにすると、たとえ100年に一度の洪水でも河川敷の一番外側の堤防さえ越水で決壊しなければ、許容限度内の減災にはなるように感じました。



市民がほとんど知らないうちに、この古い計画が遂行されようとしています。本当に必要な計画なのか、引き続き検証してゆき、お伝えしたいと思います。

（ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 事務局）

『ハッ場ダム・思川開発・湯西川ダムの裁判報告

6都県住民 11年のたかかい』 嶋津 暉之

ハッ場ダム等中止させるべく、私たちは2004年から2015年まで東京、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉の6都県等に対してハッ場ダム等への公金支出差止め等を求める裁判に取り組んできました。残念ながら、この裁判は2015年9月の最高裁判所の決定で住民側の敗訴に終わりました。

今回、この11年間にわたる裁判の記録をまとめた裁判報告を刊行しました。6都県の裁判のうち、栃木県ではハッ場ダムの他に、思川開発、湯西川ダムも対象にしましたので、3ダムの裁判報告になっています。

本書は、ハッ場ダム等住民訴訟がどういうものであったのかを多くの人に知っていただくため、さらに、裁判の成果を後世に残すため、刊行しました。11年間の裁判における住民側の主張と立証のポイントを記述し、ハッ場ダム等の3ダムがいかに無意味なダム事業であるかを理解できるようにまとめました。

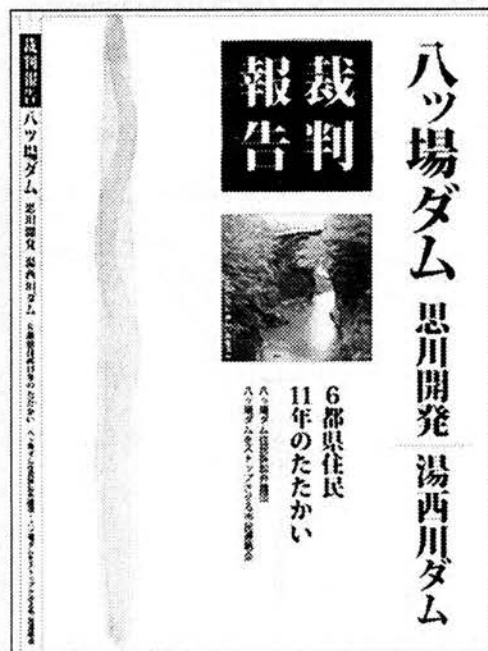
本書は裁判の記録を単に過去形で語っているものではありません。ハッ場ダムも思川開発事業も根本的な問題を抱えながら強行されており、私たちはこれからも反撃の糸口を探らなければなりません。また、全国各地で今も多くの人たちが何としても有害無益なダム等の河川開発事業を止めようと、必死に頑張っています。

これからのダム等反対運動の糧になり、更なる運動が展開されていくことを願って、訴訟に関わった弁護士、原告の皆さんが分担して本書を完成させました。資料編も含めて、204ページにもなる大作です。

是非、多くの人に読んでいただきたいと思います。自費出版で1000部、一冊1000円（実費）、送料は一冊につき120円です

本書を求められる方は東京の会の郵便振替口座でご注文・送金くださるようお願いいたします。

郵便振込口座：00120-8-629740
ハッ場ダムをストップさせる東京の会



目次

- はじめに
ハッ場ダム等住民訴訟11年を振り返って
- 第1章 ダム事業の概要
- 第2章 裁判に至るまで～6都県の住民はなぜ立ち上がったのか
- 第3章 裁判の経過と内容
- 第4章 裁判で明らかにしたこと
- 第5章 裁判の成果と運動の拡がり
- 第6章 裁判から得た教訓と今後の活動
- 第7章 法廷の内と外
- 資料編



ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局：さいたま市桜区大字神田288-3-203（大高方）

☎&fax：048-826-6178

ブログ <http://yambasaitama.blog38.fc2.com>

郵便振替口座：00180-2-334064

